株式会社Ｔｒｕｅ　Ｄａｔａ
Ｔｒｕｅ Ｄａｔａ Ｉｎｃ.

定　　款

令和５年３月１日　改定版

株式会社Ｔｒｕｅ Ｄａｔａ
定款

第1章　総 則

（商　号）
第1条　当会社は、株式会社Ｔｒｕｅ Ｄａｔａと称する。
2. 英文では、Ｔｒｕｅ Ｄａｔａ Ｉｎｃ．と表示する。

（目　的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（1）マーケティング情報システム技術の取得、販売、貸与及びこれらの仲介
（2）各種情報処理サービス業務
（3）各種情報提供サービス業務
（4）経営コンサルティング業務
（5）コンピューターのハードウェア・ソフトウェアの賃貸借・売買
（6）企業等に対する投資およびその養成、前各号に付帯関連する一切の事業
（7）有価証券の取得および保有
（8）投資事業組合財産の管理および運用
（9）前各号に付帯関連する一切の事業

（本店所在地）
第3条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）
第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（1）取締役会
（2）監査等委員会
（3）会計監査人

（公告方法）
第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株 式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、10,000,000 株とする。

（自己株式の取得）
第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
（2）会社法第 166 条第 1 項に規定による請求をする権利
（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）
第11条　当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章　株 主 総 会

（招集）
第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、取締役会が必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集者および議長）
第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章　取 締 役 お よ び 取 締 役 会

（員数）
第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。
2.　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（選任方法）
第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3.　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2.　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2.　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3.　取締役全員の改選があった場合の最初の取締役会は、各取締役が招集することができる。

（取締役会の招集通知）
第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2.　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）
第25条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（報酬等）
第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社からうける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第27条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2.　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（取締役会規則）
第28条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章　監 査 等 委 員 会

（監査等委員会の招集通知）
第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
2.　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規則）
第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章　会 計 監 査 人

（選任方法）
第31条　会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

（任期）
第32条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第33条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

（事業年度）
第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2．当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3．前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金等の除斥期間）
第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2．未払の配当金には利息はつけない。

附則
（監査役の責任免除に関する経過措置）
1 当会社は、第 18 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第 18 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。

以 上

（別紙）

〔制定及び改定〕

制定：平成１２年１０月１０日

改定：平成１４年　１月１６日

平成１５年　６月１９日

平成１６年　３月１５日

平成１８年　６月２１日

平成２６年　２月１８日

平成２７年　６月２３日

平成２８年　９月２９日

平成２９年　７月１８日

平成３０年　６月２７日

令和　元年　６月１９日

令和　３年　６月２３日

令和　３年　７月　１日

令和　３年１０月　１日

令和　４年　６月２２日

令和　５年　３月　１日